本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

西包括だより

第85号

令和５年10月発行

〒367-0052 本庄市銀座 1-1-1 本庄市市民活動交流センターはにぽんプラザ２階
電話　0495-22-7088　　FAX　0495-21-5516
業務時間　8：30～17：15　土日祝日年末年始（12/29～1/3）除く　時間外受付：080-4380-7614
担当地区：本庄西地域（千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井・三友）

高齢者虐待を知って防ぐ！

高齢者虐待がおきる理由は、家族の介護疲れや昔からの人間関係などが複雑に絡み合っている場合が多くあります。また、介護に対する知識がないために、知らず知らずのうちに虐待してしまっていることもあります。

地域の皆さんの声掛けや見守りは、虐待の予防や早期発見につながります。

身体的虐待
- 殴る、蹴る、つねるなどの暴力的な行為。
- ベッドに縛り付けて、動けなくする。

心理的虐待
- 怒鳴る、悪口を言う、排泄の失敗を笑い恥をかかせる。
- 無視をする。



こんな行為は、**高齢者虐待**にあたります。
虐待の意図があるかどうかは問いません。



性的虐待
- 排泄の失敗に対し、裸にして放置する。
- 合意なくわいせつな行為をしたり、強要をする。



経済的虐待
- 日常生活に必要な金銭を渡さない。
- 年金や預貯金を無断で使用する。

介護・世話の放棄・放任
- 水分や食事を十分に与えず、脱水症状や栄養失調の状態にする。
- 必要とする介護、医療サービスを使わせない。

これは、虐待かもしれない？何か様子がおかしいな、心配だなと思ったら、、、
介護に悩んでいる、このままでは、虐待をしてしまうかもと思ったら、、、

本庄西地域包括支援センター　本庄市社会福祉協議会
☎２２－７０８８までご相談ください。

介護休業制度

仕事を辞めることなく、働きながら要介護状態（※１）の家族（※2）の介護等をするために、以下の育児・介護休業法に基づく制度が利用できます。

※１要介護状態とは？　介護保険制度の要介護状態区分が要介護２以上である場合ほか、介護保険制度の要介護認定を受けていない場合であっても、２週間以上の期間にわたり介護が必要な状態のときは対象になります。

※2 家族とは？　配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫

制　　度	概　　要
介護休業	要介護状態にある対象家族１人につき通算 93 日まで、３回を上限として分割して休業を取得することができます。 有期契約労働者も要件を満たせば取得できます。
介護休暇	通院の付き添い、介護サービスに必要な手続きなどを行うために、年５日（対象家族が２人以上の場合は年 10 日）まで１日又は、時間単位で介護休暇を取得することができます。

※その他、所定外労働の制限（残業免除）、時間外労働の制限、深夜残業の制限、所定労働時間短縮等の措置、不利益取り扱いの禁止、ハラスメント防止措置もあります。

介護休業中の経済的支援

雇用保険の被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定条件を満たせば、介護休業期間中に休業開始持賃金月額６７％の介護休業給付金が支給されます。詳細は、最寄りのハローワークにお尋ねください。

みんないつかは年をとる
～共に支え合うくらし～



出典：「みんないつかは年をとる」６　認知症対応編

埼玉県地域包括ケア課が企画・制作した漫画「**みんないつかは年をとる**」の一部を掲載しています。こちらの漫画では、認知症の方への接し方などがわかりやすく描かれています。冊子を読んでみたい方は、西地域包括支援センターでお渡しいたします。

１０月の予定




日時・会場	行事
１０／２３（月） １３：３０～１５：３０ はにぽんプラザ２階 活動室Ｄ・Ｅ	**オレンジカフェ・認知症個別相談会** 誰でも気軽に立ち寄ることができます。お茶を飲みながら、息抜きしませんか。専門職が認知症についての個別相談にも応じます。
１０／２５（水） １０：００～１２:００ 本庄東地域包括支援センター （本庄市本庄 3-1-21）	**認知症家族の会　本庄** 認知症のご家族を介護している方等が集まり、日々の介護のこと、悩みなどを話せる場です。お気軽にご参加ください。